

陳情第74号	受理年月日	平成30年3月13日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	プール、体育館、生涯学習施設などの使用料値上げの中止について	
要旨	<p>公共施設は、地方自治法第244条において、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、公共施設を設けるものとする、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないとされている。公共施設は、住民の福祉を増進する目的でつくられ、誰もが自由に使う権利を持っている。これを利用する者と利用しない者として対立させ、公平性を持ち出して利用する者に負担を押しつけることは地方自治法の趣旨に反する。</p> <p>市は使用料の値上げにより市の負担を軽減するとして、市営住宅、学校施設、図書館、保育所等を除く166施設に、最大1.5倍の使用料の値上げを計画している。また、年長者施設利用証により現在無料の施設が3割負担となる。例えば屋内プールが180円、庭球場も150円になる。使用料の値上げ等による利用者負担額は年間約4億円としている。</p> <p>市は市内7カ所で市民説明会を行った。アンケートのやり方がおかしい、使用料を値上げすれば利用が少なくなる、年長者施設利用証は、高齢者の社会参加、健康保持に役立っている。有料にすれば、利用が少なくなる。公共施設の利用拡大に逆行しているなど反対の意見が多く出された。また、パブリックコメントでも異例の227名もの意見が提出され、年長者への負担増や使用料金の値上げに反対の意見が多数出されている。</p> <p>については、下記のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 公共施設使用料の値上げは中止すること。	
	2 年長者施設利用の無料から有料化する計画は撤回すること。	